

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年7月8日 物流・自動車局 自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ~時代に合わせた整備事業規制のアップデート~

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を 受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野におい ても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集すると ともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課 題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】(※それぞれの概要は別紙をご覧ください。)

- 1. 認証工場の機器要件の見直し
- 2. 指定工場 (大型) の最低工員数の緩和
- 3. 自動運転車の検査員要件の強化
- 4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
- 5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
- 6. オンライン研修・講習の解禁
- 7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場 代表 03-5253-8111 (内線 42412、42424) 直通 03-5253-8599

(別紙)

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1)見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和 26 年運輸省令第 74 号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスタ・ゲージ及びターニング・ラジアス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリ・テスタに変更する。
- ③ エンジン・タコテスタをエンジン・タコテスタ又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)。
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ルブリケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限って備えることとする。
- 2. 指定工場 (大型) の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和 37 年運輸省令第 49 号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和 26 年運輸省令第 71 号)に定める技能検定の 受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を2分の1短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を3 分の1短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成 17 年国土交通省令第 26 号)を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について(依命通達)」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について(依 命通達)」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オン ラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

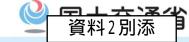
「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年国土交通省告示第 317 号)に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき(日常点検)
	踏み込んだときの床板とのすき間(定期点検)
倍力装置(ブレーキ・ブースタ)	機能(定期点検)
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能(定期点検)
	排気ガス再循環装置の機能(定期点検)

(2)今後のスケジュール

公布・施行 令和7年7月8日

- ※ 3. の施行にあっては令和 11 年 4 月 1 日
 - 7. の施行にあっては令和7年10月8日



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、認証工場の機器要件を見直す

廃止

- タイヤの傾きを測定する機器(3つ)
 - → 設置不要とする (※現在は、アライメントテスタでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器(3つ)
 - → 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- エンジン、バッテリの機能確認のための機器(3つ)
 - → 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

整備用スキャンツールの設置を必須とする (新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること
 - ※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し については、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

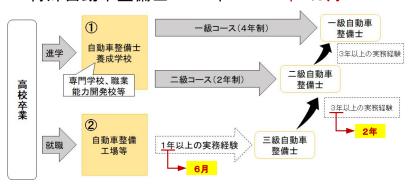
自動運転車の検査を行う検査員を1級自動車整備士に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

<u>2級、3級、特殊の自動車整備士資格</u>を取得するための 実務経験期間を短縮 (座学で補完)

2級自動車整備士 3年 → <mark>2年</mark> 3級自動車整備士 1年 → <mark>6月</mark>

特殊自動車整備士 2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の<u>点検整備記録簿</u>の車両への備え付けに代えて、 携帯電話等への「電子的方法」による保存でも可とする (ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、 「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」 について、オンライン方式を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、<u>目視に代えて、スキャンツール等による</u> 確認でも可とする範囲を拡大する

【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う



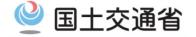
今後のスケジュール

布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他:整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化の ための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす<u>指定工場(大型)</u>の最低工員数を緩和(<u>5人→4人</u>)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人) については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布:令和7年7月8日

第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

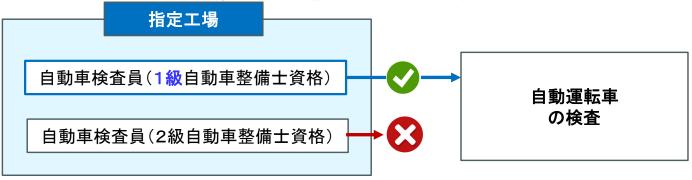
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、 現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



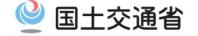
今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日 施 行: 令和11年4月1日

その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも

自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、
 - ①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
 - ※ 専門学校等(一種養成施設)を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士 3年 → 2年

3級自動車整備士 1年 → 6月

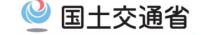
特殊自動車整備士 2年 → <u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために 別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- ●「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、 電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- スマートフォン等の保存ファイル
- SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

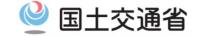
当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施 が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、 人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする (実技講習は、引き続き、対面で実施)





サテライト配信形式

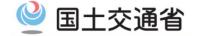


動画配信形式

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大



第31回自動車整備技術の高度化検討会(R7.10.27)

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、 スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人 あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

以下の点検項目について、目視による確認に代わり、 スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- 4 二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの 床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの 床面とのすき間をノギス等で測定

(今後)

スキャンツール等による確認でも可





ペダルと床のすき間



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 令和7年10月8日